

合併協定進行管理(生活環境課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第13回協議会確認		記事						
21-10	4 (整理番号)	上下水道事業の取扱い								
協定内容		(4)簡易水道の給水料金は、当分の間現行のとおりとし、新市において負担の公平の原則から、料金統一に向けて検討する。								
調整時期										
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降
調整担当										
部名	市民部	課名	生活環境課	内線						
例規調整状況										
例規調整完了	(現行のみ)									
廃止	-									
例規調整中	完了予定年月日	平成28年度								
協定項目調整経過と内容及び問題										
【調整経過】		仁賀保地区の簡易水道は、平成20年度より上水道と同じ料金体系としました。象潟地区については、3パターンの料金体系を2つにしました。今後は、象潟・金浦両地区における料金の統一を急ぎ、最終的には上水道料金と統一する。								
【内容】										
【問題点】		市民の負担公平性を図るため水道料金の統一を図るには、料金の算出方法の違い・追加料金単価の格差があるところから激変緩和措置を講じつつ、上限を上水道料金とし簡易水道受益者の理解を得ながら段階的に進める必要がある。								
協定項目の実施状況及び調整による合併効果										
【実施状況】		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に平成19年度を初年度とする10ヶ年計画(簡易水道事業統合計画)を策定し、厚生労働省の承認を得ている。 平成19年度に、上浜簡易水道施設整備事業(洗釜地区水道施設整備事業)の完成に伴い、平成20年度より上浜簡易水道(大須郷・川袋・大砂川・洗釜)料金の統一並びに上水道の給水条例の改正に伴う仁賀保地区の料金を上水道と同じ料金体系とした。 								
【合併効果】		市民負担の公平性を図る。								